

生活文化スポーツ局に寄せられた都民の声と対応事例（令和6年8月分）

〈都民安全推進部〉 犯罪なんでもお悩み相談のチラシを見ましたが、これは犯罪をしそうな人の家族でなくても相談できるのでしょうか。また、相談員は何曜日にどの専門職が対応するかを教えてください。

【対応】 犯罪お悩みなんでも相談について、お問合せありがとうございます。チラシには、相談対象は、万引き、暴力などの犯罪行為をしてしまうご本人やその家族と記載しておりますが、それ以外の方もご相談いただくことができます。この相談窓口では、社会福祉士等の資格を持った相談員が対応しています。

犯罪お悩みなんでも相談：

<https://www.restanet-tokyo.metro.tokyo.lg.jp/soudan/>